

IV 許可後の注意事項

1 許可を受けた後の届出等

許可を受けた後、下記の「変更等の事項」に該当することとなった場合には、必要な書類を添付した変更届出書を、許可をした行政庁に提出しなければなりません。

これらの提出がない場合、許可の更新の申請や業種追加の申請は認められません。

特に、「**23 毎事業年度(決算期)を経過したとき**」に提出する**変更届出書**については、**全ての業者が毎年度提出する義務があります**ので、毎年度忘れずに提出してください。

各提出様式に必要な添付書類については、下の表のほか、「許可要件の確認書類」(P42)をご参照ください。なお、必要に応じてその他に追加書類の提出を求めることがあります。

提出期限	変更等の事項	様式番号	届出書類	参照頁数	
事実の発生した日から三十日以内	1 商号(名称)、組織変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	98	
			登記事項証明書(商業登記) ※個人は不要	92	
	2 新任(株主を含む。)	役員等	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
			参考資料6	役員等一覧表(照会用) ※就任・追加の者のみ	62
			第1号別紙1	役員等の一覧表	63
			第6号	誓約書	73
			第12号	住所、生年月日等に関する調書	88
				登記されていないことの証明書 ※株主は不要	48
				身分証明書*1 ※株主は不要	48
			第14号	株主(出資者)調書 ※株主の追加の場合には必要	92
	3 退任・辞任・死亡(株主を含む。)	役員等	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
			第1号別紙1	役員等の一覧表	63
				登記事項証明書(商業登記) ※株主のみの変更には不要	92
			第14号	株主(出資者)調書 ※株主の削除の場合に必要	89
	4 代表者の交替	役員等	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
			第1号別紙1	役員等の一覧表	63
				登記事項証明書(商業登記)	92
	5 氏名の変更(改姓・改名)、役職名の変更	役員等	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
			第1号別紙1	役員等の一覧表 ※個人は不要	63
				登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合	92
			戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人(氏名変更の場合)	-	
	6 資本金額、出資総額の変更	役員等	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
			第14号	株主(出資者)調書	89
				登記事項証明書(商業登記)	92
7 営業所の所在地、名称の変更	営業所	第22号の2	変更届出書(第一面) ※従たる営業所は、第二面も必要	98	
			登記事項証明書(商業登記) ※個人は不要	92	
			営業所の確認資料 ※名称の変更の場合は不要	48	
8 従たる営業所の新設	営業所	第22号の2	変更届出書(第一面) ※従たる営業所は、第二面も必要	98	
9 従たる営業所の廃止	営業所		No.7・No.17・No.19の届出書類	-	
		第22号の2	変更届出書(第一面、第二面の両方)	98	
		第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表	88	
		No.18の届出書類	-		
10 従たる営業所の業種追加	営業所	第22号の2	変更届出書(第一面、第二面の両方)	98	
			No.15、またはNo.17の届出書類	-	
11 従たる営業所の業種廃止	営業所	第22号の2	変更届出書(第一面、第二面の両方)	98	
			No.15、またはNo.18の届出書類	-	

提出期限	変更等の事項		様式番号	届出書類	参照頁数	
事実の発生した日から二週間以内	13	経営業務の管理責任者	変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
				第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書*2	74
				第7号別紙	常勤役員等の略歴書*2	76
					経営経験に関する確認書類	42
					常勤性に関する確認書類	46
	14	氏名の変更(改姓・改名)	氏名の変更(改姓・改名)	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
				第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書*2	74
				第7号別紙	常勤役員等の略歴書*2	76
					常勤性に関する確認書類	46
					登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合 戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人の場合	92 -
	15	変更 (担当業種、有資格区分、 所属営業所の変更を含む)	変更 (担当業種、有資格区分、 所属営業所の変更を含む)	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
				第1号別紙4	専任技術者一覧表	66
				第8号	専任技術者証明書	81
					技術者の 技術資格、実務経験 に関する書類 ※営業所の変更のみの場合は不要	43 43
					常勤性に関する確認書類	46
	16	専任技術者	氏名の変更(改姓・改名)	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
				第1号別紙4	専任技術者一覧表	66
				第8号	専任技術者証明書	81
					常勤性に関する確認書類	46
					戸籍抄本又は住民票の抄本	-
	17	追加	追加	第22号の2	変更届出書(第一面)	98
				第1号別紙4	専任技術者一覧表	66
				第8号	専任技術者証明書	81
					技術者の 技術資格、実務経験 に関する書類	43
					常勤性に関する確認書類	46
	18	交代に伴う削除	交代に伴う削除	第22号の2	変更届出書(第一面)	87
				第1号別紙4	専任技術者一覧表	66
				第8号	専任技術者証明書	81
19	令第3条の 使用人	新任	第22号の2	変更届出書(第一面)	98	
			参考資料6	役員等一覧表(照会用) ※新任の者の分のみ	62	
			第6号	誓約書	73	
			第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表	88	
			第13号	住所、生年月日等に関する調書	89	
				登記されていないことの証明書 身分証明書*1	48 48	
20	配置される営業所の変更	配置される営業所の変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	98	
			第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表	88	
21	専任技術者に係る基準を 満たさなくなったとき	専任技術者に係る基準を 満たさなくなったとき	第22号の3	届出書	101	
			第22号の4	廃業届 ※一部廃業に限る	102	
22	建設業法第8条第1号及び第7 号から第11号までのいずれかに 該当するに至ったとき	建設業法第8条第1号及び第7 号から第11号までのいずれかに 該当するに至ったとき	第22号の3	届出書	101	
23	健康保険等の加入状況に 変更があったとき	健康保険等の加入状況に 変更があったとき	第7号の3	健康保険等の加入状況	80	
				健康保険等の加入状況を証明する書類	47	

提出期限	変更等の事項	様式番号	届出書類	参照 頁数	
毎 事 業 年 度 経 過 後 四 か 月 以 内	24 毎事業年度を経過したとき (決算終了に伴う変更届出)	★法人・個人共通★			
			変更届出書(決算終了に伴う変更届出書)	100	
		第2号	工事経歴書 ※届出時点で許可を取得している全業種分	67	
		第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	70	
		第4号	使用人数 ※変更がある場合のみ	72	
		第7号の3	健康保険等の加入状況 ※変更がある場合のみ	80	
			健康保険等の加入状況を証明する書類 ※変更がある場合のみ	47	
			事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	92	
		★法人の場合★			
		第15号	貸借対照表	132	
		第16号	損益計算書、完成工事原価報告書	134	
		第17号	株主資本等変動計算書	136	
		第17号の2	注記表	137	
		第17号の3	附属明細表*3	140	
		任意様式	事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ提出)	-	
			定款 ※変更がある場合のみ	92	
		★個人の場合★			
第18号	貸借対照表	143			
第19号	損益計算書	145			

- *1) 外国籍の役員等については、身分証明書に代えて「住民票の写し」または「在留カード」のコピーを提出
- *2) P16のⅡの要件で申請する場合には、様式第7号に代えて様式第7号の2及び別紙一・二を提出
- *3) 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出を持って附属明細表の提出に代えることができます。
- ・ 資本金の額が1億円超
 - ・ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上である場合

2 変更届等の記載例

(1) 変更届出書（様式第二十二号の二（第一面））

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

届出事項を○で囲みます。

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置か
 建設業法第15条第2号

登記上の本店と、建設業の営業所本店が異なる所在地の場合は、各々の所在地を上下に2段書きとしてください。
 例) 登記上：東京都千代田区神田○-○-○
 本店：栃木県宇都宮市塙田1-1-20

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古い許可年月日を記入します。

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

不要な文字を消します。

変更届出書 （第一面）

届出者 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
 栃木一建設（株）
 代表取締役 栃木 一郎

大臣 コード
 許可番号 3 5 0 9 国土交通大臣 許可(一般) 第 0 2 第 0 0 × × × × 号 令和 0 2 年 0 4 月 1 0 日
 法人番号 3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

法人番号の指定を受けたものである場合には、法人番号を記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(有) 栃木工務店	栃木一建設（株）	R○年○月○日	
営業所の所在地	〒320-0851 栃木県宇都宮市鷺田町○○	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20	R○年○月○日	
専任技術者	栃木 一郎	栃木 二郎	R○年○月○日	
役員等の氏名（経営業務管理責任者の変更）	栃木 一郎	栃木 二郎	R○年○月○日	経営業務管理責任者
役員等の氏名	栃木 ルリ子		R○年○月○日	辞任
役員等の氏名		栃木 丸太	R○年○月○日	就任

変更の前後を対比させて記載します。

変更の事実が発生した日を記入します。

項番37~44については、変更のあった部分のみ記載してください。
 変更がない部分は、記載する必要はありません。

役員や経営業務の管理責任者・専任技術者の就任・辞任の別を記載してください。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地に関する入力事項】の各欄に掲げる事項を記入してください。

商号又は名称のフリガナ 3 7 ト チ ギ イ チ ケ シ ャ セ ツ

商号又は名称 3 8 栃 木 一 建 設 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 0 9 2 0 1 都道府県名 栃木県 市区町村名 宇都宮市

主たる営業所の所在地 4 2 塙 田 1 - 1 - 2 0

郵便番号 4 3 3 2 0 - 8 5 0 1 電話番号 0 2 8 - ○ ○ ○ - × × × ×

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

記入方法は、様式第1号「建設業許可申請書」と同様です。
 → P60をご参照ください。

連絡先 所属等 総務課 氏名 栃木 太一 電話番号 028-000-XXXX
 ファックス番号 028-000-XXXX

申請事務を担当している方について記載します。
 また、代理人（書類作成代行者）についても、余白に記載します。

(2) 変更届出書 (様式第二十二号の二 (第二面))

様式第二十二号の二(第二面)は、主たる営業所の営業しようとする業種、従たる営業所に係る情報について変更があった際に提出します。

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

届出事項を記載します。

(用紙A4)

(第二面)

区分 8 1 2 2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止

大臣コード

許可番号 8 2 0 9 国土交通大臣
栃木県知事 許可(般-特) 0 2 第 0 × × × × 号 令和 0 2 年 0 3 月 0 3 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

「3. 従たる営業所の新設」の場合は、当該営業所に係る全ての情報を記載します。

所在地の変更がある場合

「4. 従たる営業所の廃止」の場合は、当該営業所の名称のみを記載します。

営業しようとする建設業 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 新
変更前 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

従たる営業所の称 8 4 フリガナ ケンナンエイギョウシヨ
県 南 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 栃木県 市区町村名 小山市

従たる営業所の所在地 8 6 駅 東 通 り ○ ○ ○

郵便番号 8 7 3 2 3 - 0 0 2 2 電話番号 0 2 8 5 - 2 2 - × × × ×

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
変更前 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営業しようとする建設業を追加する場合

従たる営業所の称 8 4 ケンホクエイギョウシヨ
県 北 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
変更前 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営業しようとする建設業を削除する場合

従たる営業所の称 8 4 ケントウエイギョウシヨ
県 東 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
変更前 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(3) 事業年度終了に係る変更届出書

毎事業年度経過すると、その4ヶ月以内に下記「変更届出書」とともに、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額等を提出する義務があります。これらの提出がなされない場合は、更新等の申請が認められない場合がありますので、忘れずに提出してください。

下記の例を参考に、届出事項を記入してください。

変 更 届 出 書

令和 5 年 10 月 15 日

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古いものを記入します。

法人番号の指定を受けたものである場合には、法人番号を記載します。

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般特) 01 第 〇〇〇〇〇 号
栃木県 知事

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

栃木県宇都宮市塙田1-1-20
 栃木一建設(株)

届出者 代表取締役 栃木 一郎

営業所電話番号 028-623-2390

不要な文字を消します。

届出者の主たる営業所の電話番号を記入します。

地方整備局長
 北海道開発局長
 栃木県 知事 殿

事業年度 (第 27 期 令和 4 年 7 月 1 日 から令和 5 年 6 月 30 日まで) が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

事業年度 (期と期間) を記入します。

- (1) 工事経歴書
- (2) 工事施工金額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
- (5) 事業報告書
- (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書
- (8) 所得税納付済額証明書
- (9) 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数
- (11) 定款
- (12) 健康保険等の加入状況

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」
- 2 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者 (以下「届出者」という。) の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 (1) から (12) までの事項について、該当するものの番号を○で囲むこと。

提出書類を○で囲み、それらの書類とともにひもとじをして提出します。綴る順番はこの記載のとおりとします。

(10) ~ (12) の事由については、変更があった際にのみ○で囲み、関係書類を添付してください。詳細はP97をご参照ください。

(4) 届出書 (様式第二十二号の三)

様式第二十二号の三は、下記の(1)～(4)の事項に該当する場合に提出します。

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

届 出 書

下記のとおり、
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (3) 専任の技術者を削除した
 (4) 欠格要件に該当するに至った
 ので届出をします。

届出事項を○で囲みます。

令和3年 7月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

不要な文字を消します。

栃木県宇都宮市埴田1-1-20
 栃木一建設(株)
 届出者 代表取締役 栃木 一郎

項番 大臣 コード
 知事
 許可番号 □ 5 1 0 9 国土交通大臣 許可(一般) 第 0 0 × × × × 号 令和 0 2 年 0 4 月 1 0 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさな

複数の有効な許可があるときは、
 その中で最も古い許可年月日を記入します。

氏名 □ 5 2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 生年月日 □ □ □ □ 年 □ □ □ □ 月 □ □ □ □ 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
 (3) 専任の技術者を削除した場合

氏名 □ 5 3 埴 田 一 也 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 S 2 6 年 0 3 月 0 4 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 園

氏名 □ 5 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 □ □ □ □ 年 □ □ □ □ 月 □ □ □ □ 日

許可を受けている業種の一部廃業に伴い、専任技術者を削除する場合は、(3)を○で囲みます。

営業所の名称 建設工事の種類

氏名 □ 5 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 □ □ □ □ 年 □ □ □ □ 月 □ □ □ □ 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

(5) 廃業届 (様式第二十二号の四)

廃業届(様式第二十二号の四)は、許可を受けた建設業の全部又は一部を廃業した場合、下の表のとおり、届出をすべき者は、30日以内に、許可をした行政庁に届け出なければなりません。

廃業の届出事項	届出すべき者	確認資料
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人 (例:配偶者、直系尊属、子)	届出者の戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることを確認できるもの)
2 法人が合併により消滅したとき	消滅時に役員であった者	当該法人の役員であったことを確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人 (破産手続を終了している場合は上記2の要領による)	① 裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」又は② 裁判所発行の「破産管財人資格証明書」
4 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人 (清算を結了している場合は上記2の要領による)	当該法人の清算人であることを確認できる履歴事項全部証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	<法人> 代表者(申請人)	原則不要。ただし、商号、所在地、及び代表者氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。
	代表者(申請人)以外の役員 (上記代表者で届出できないとき)	当該法人の役員であることを確認できる履歴事項全部証明書
	<個人> 本人	原則不要。ただし、住所、氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

(用紙A4)
00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和3年 7月 15日

不要な文字を消します。

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

「一部の業種の廃業」を行った場合は、
・様式第8号による専任技術者の変更
・様式第22号の3「届出書」による削除
いずれかが必要です。

都宮市堀田1-1-20
設(株)
取締役 栃木 一郎

届出の区分 項番 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古い許可年月日を記載します。

大臣コード
許可番号 5 5 0 9 国土交通大臣 許可(特) 0 1 第 0 0 × × × × 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 4 月 1 0 日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し け 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
届出時に許可を受けている建設業 5 7 2 1 5 1 (2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3

決裁年月日 5 9 令和 3 年 7 月 1 5 日

【備考】

廃業等の理由を○で囲みます。

- 廃業等の年月日 令和 3 年 6 月 30 日
- 廃業等の理由
- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
 - (2) 法人が合併により消滅したため
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
 - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
 - (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

3 変更届出書についてよくある質問

【全般編】	
Q 1.	提出期限を過ぎてしまっています。まだ受付できますか？
A 1.	期限を過ぎていても、速やかに提出してください。 建設業法により、変更事由ごとに提出期限が定められていますので、期限内の提出を心掛けてください。
Q 2.	届け出る変更事由が複数あります。変更事由ごとに別々に変更届出書を作成しなければなりませんか？
A 2.	すべての変更事由を、ひとつの変更届出書にまとめて作成してください。
Q 3.	変更届出書の提出の際、手数料は必要ですか？
A 3.	手数料はかかりません。
Q 4.	営業所本店を移転しました。移転の前後で本店を管轄する土木事務所が異なりますが、どちらの土木事務所に変更届出書を提出すればいいですか？
A 4.	新しい本店の所在地 を管轄する土木事務所の総務課へご提出ください。
Q 5.	本店所在地を変更する登記をしましたが、実際の営業所本店は移転していなく、従来のままです。この場合変更届出書を提出する必要はありますか？
A 5.	必要ありません。 <u>あくまで届け出ている営業所</u> が移転した場合に、変更届出書を提出する必要があります。 なお登記上の本店と営業所本店の所在地が異なる場合において、今後提出する申請書（届出書）の申請者（届出者）記入欄には、 <u>登記上の本店と営業所本店の所在地を上下2段書き</u> で記載してください。
Q 6.	変更届出書を提出すると、新しい許可通知書は発行されますか？
A 6.	発行されません 。許可申請に対し許可処分がされた時にのみ、許可通知書が発行されます。代表者が変わったこと等により許可通知書と同様のものが必要な場合には、「建設業許可証明（確認）書（P108 参照）」をご請求の上交付を受けてください。
Q 7.	変更届出書を提出した後は、何か連絡があったりしますか？
A 7.	一旦変更届出書を受理した後でも、窓口の土木事務所総務課または監理課建設業担当から、記載内容の確認や資料の追加提出指示を連絡することがありますので、ご了承ください。
Q 8.	これまで個人事業主として建設業許可を有しています。この度新しく法人を設立しますが、変更届出書を提出することにより今までの建設業許可を引き継ぐことはできますか？
A 8.	原則できません 。個人と法人では人格が異なるからです（組織変更には該当しません）。 なお、一定の条件を満たす上で、建設業許可を引き継ぐ制度（事業譲渡による事前認可申請）

があります。詳しくはP112以降をご参照ください。

Q 9. 様式第 22 号の 2「変更届出書」のうち、項番 37（商号または名称のフリガナ）～項番 44（資本金額又は出資総額）の間についてはどこを書けばいいですか？

A 9. 当該箇所に列挙されている事業所の基本的な情報について、変更があったもののみを記入してください。
変更がない箇所には記入しません。

【役員・経營業務の管理責任者編】

Q 1 0. 株主は役員等に含まれますか？

A 1 0. 総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する者であれば、含まれます。

Q 1 1. 監査役は役員等に含まれますか？

A 1 1. 含まれません。株主総会において議決権行使ができないからです。

Q 1 2. 代表者が複数人います。どちらを代表者として届け出ればいいですか？

A 1 2. 建設業に関して責任を有する方を、届出者において 1 人選択して届け出てください。

Q 1 3. 様式第 12 号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」について、賞罰が何もない場合は、賞罰欄は空欄でいいですか？

A 1 3. **賞罰欄は必ず記入されます。**
賞罰が何もない場合は、「なし」と必ず明記してください。

Q 1 4. 退任（辞任・死亡）した取締役が、経營業務の管理責任者として届け出られている者でした。この場合、提出する必要がある書類はありますか？

A 1 4. あります。
P95 の 3 番に掲げる書類に加え、同じく P95 の 12 番に掲げる書類も提出してください。
経營業務の管理責任者の変更に係る書類の種類は、大まかに以下のとおりです。

- ・様式第 7 号「常勤役員等証明書」、別紙一「常勤役員等の略歴書」
- ・「経験期間の裏付」書類…P42 参照
- ・「経験内容の裏付」書類…P43 参照
- ・「常勤性」の確認書類 …P46 参照

なお経營業務の管理責任者を変更する場合、前任者が退任等をした、あるいは常勤でなくなった以前に、その時点において所定の経験を備えかつ常勤の役員として勤務している後任者がいることが必須です。

これに当てはまらない場合には、（許可要件を満たさないことにより）建設業許可を廃業し

なければなりません。

Q 1 5. 法人での株主総会において、役員改選をすることを怠ってしまい（選任懈怠）、登記事項証明書において役員全員の任期に空白が生じてしまいました。建設業許可に影響はありますか？

A 1 5. あります。

経營業務の管理責任者について、役員としての任期に空白が生じたことは、許可要件の欠落を意味します。

したがって、建設業の許可は取り消されることになります。

Q 1 6. 経營業務の管理責任者が住居を引っ越しましたが、その旨変更届出書を提出する必要がありますか？

A 1 6. ありません。

一方、経營業務の管理責任者としての性質上、本店等の営業所において常時勤務することが求められますので、営業所へ通勤可能な範囲内に住居があることに留意してください。

【専任技術者編】

Q 1 7. ある業種で、すでに 10 年の実務経験により専任技術者になっています。この度、別の業種についても 10 年の実務経験により専任技術者として届け出たいのですが、以前すでに使用している実務経験の期間と（一部）重複して新しい実務経験の期間を設けることはできますか？

A 1 7. **原則できません。**

複数の実務経験期間がある場合において、それぞれの期間を重複することは原則認められません。実務経験の証明を複数回行う場合には、これまでどの期間を使用して実務経験を証明してきたか、十分に確認を行った上で書類を作成してください。

（実務経験要件の緩和については、P 19 以降をご参照ください。）

Q 1 8. 専任技術者が住居を引っ越しましたが、その旨変更届出書を提出する必要がありますか？

A 1 8. ありません。

一方、専任技術者としての性質上、専ら営業所において常時勤務することが求められますので、営業所へ通勤可能な範囲内に住居があることに留意してください。

Q 1 9. 当社は現在特定建設業許可のみ有しています。いままで特定建設業の唯一の専任技術者として届け出ていた技術者が退職しましたが、その者が退職した時点では 2 級相当の技術者しかいません。この場合、変更届出書を提出することにより一般建設業に換えることはできますか？

A 1 9. できません。

変更届出書により専任技術者を変更する前後では、同程度の技術資格等を有する者がいることが許可要件として求められるからです。
 上記のケースにおいて引き続き建設業を営みたい場合には、**特定建設業許可を一旦廃業し、一般建設業許可の新規許可申請**をしてください。

Q 2 0. 当社は専任技術者を2名(以上)届け出ています。この度そのうち1名の専任技術者が退職しましたが、後任者が不在であるためその専任技術者が担当していた業種は廃業しようと思えます。この場合に必要な書類はどれですか?

A 2 0. 以下の2つです。

- ・様式第22号の4「廃業届」 ※一部廃業とします。
- ・**様式第22号の3「届出書」** ※「(3) 専任技術者を削除した場合」の欄を記載します。

なおこの場合において、様式第8号「専任技術者証明書」は使用しません。

【事業年度終了の変更届出書編】

Q 2 1. 県税の事業税納税証明書について、未納額がある場合は添付資料として用いることができますか?

A 2 1. 未納額の有無は問いません。
 なお、税には納期限がありますので、速やかな納税を心掛けてください。

Q 2 2. 個人事業主です。決算期に対応する申告期間に係る納税証明書を取得することができない場合には、どのようにすればよいですか?

A 2 2. 取得することができる最新の申告期間(届け出るその前年度分)に係る納税証明書を取得し、添付してください。

Q 2 3. 株式会社が提出する「事業報告書」とはどのような書類ですか?

A 2 3. 会社法第435条等の規定により作成が義務づけられている書類です。
 定時株主総会において提出されたものの写しを添付してください。

Q 2 4. 貸借対照表や損益計算書の勘定項目を書き換えても大丈夫ですか?

A 2 4. 建設業法施行規則により規定されている様式ですので、様式を改変することは極力避けてください。